

2. 目標設定型排出量取引制度 第3計画期間の主な改正事項

2. 目標設定型排出量取引制度 第3計画期間の主な改正事項

① 目標削減率の改正

		目標削減率		
		第1計画期間 (H23～H26)	第2計画期間 (H27～R01)	第3計画期間 (R02～R06)
第1 区分	事務所、店舗、熱供給事業所等 (1-1区分)	8%	15%	22%
	上記のうち、他人から供給された 熱の割合が2割以上であるもの (1-2区分)	6%	13%	20%
第2 区分	第1区分以外の事業所 (工場、上下水道、廃棄物処理施設等)	6%	13%	20%

【備考】

平成24年度以降に新たに対象となった事業所については次のとおり適用する。

- ① 対象となつてから4年間は目標削減率 8%又は6%
- ② 対象となつてから5～9年目は目標削減率 15%又は13%

2. 目標設定型排出量取引制度 第3計画期間の主な改正事項

②中小企業等の事業所での緩和措置

中小企業等が設置する事業所の目標削減率を1/4緩和

	目標削減率			目標削減率
	第1計画期間 (H23～H26)	第2計画期間 (H27～R01)	第3計画期間 (R02～R06) 緩和前	
第1区分	事務所、店舗、 熱供給事業所等 (1-1区分)	8%	15%	16.5%
		6%	13%	15%
第2区分	第1区分以外の事業所 (工場、上下水道、 廃棄物処理施設等)	6%	13%	15%
		6%	20%	20%

【備考】第3計画期間の目標削減率(22%又は20%)が適用される事業所において緩和する。

②中小企業等の事業所での緩和措置(参考)

＜中小企業等の定義＞

※詳細な要件や手続はガイドラインにおいて規定
(手続はR2年度を予定)

(1) 中小企業基本法に規定する中小企業者

ただし、大企業等が実質的に経営を支配する場合等以下の場合は、目標削減率の緩和対象にならない。

	要件
①	その子会社が大企業であるとき(特定中小企業)
②	大企業若しくは特定中小企業又はその役員が当該中小企業の経営を実質的に支配している場合 ※発行済み株式の1/2以上を保有 など
③	①、②、国、地方公共団体、医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社などが当該中小企業の経営を実質的に支配している場合 ※発行済み株式の1/2以上を保有 など

(2) 組合等

協業組合、事業協同組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合 など

(3) 個人

2. 目標設定型排出量取引制度 第3計画期間の主な改正事項

③医療施設での緩和措置(参考)

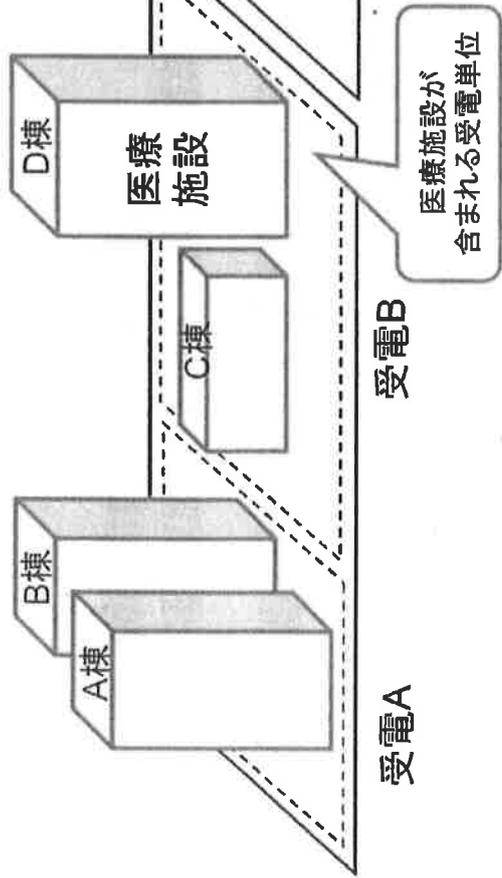
対象：主たる用途が病院その他の医療施設で構成される事業所

※詳細な要件や手続はガイドラインにおいて規定

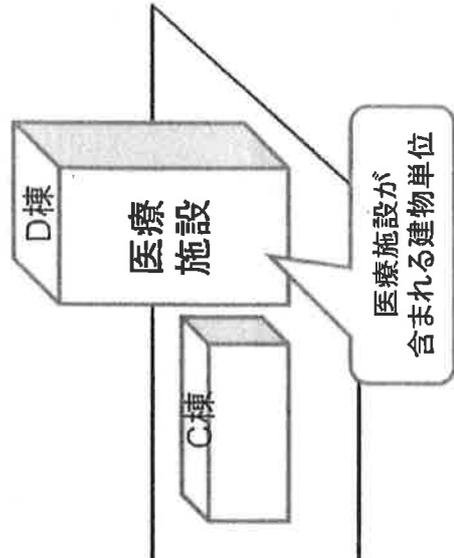
＜対象のイメージ＞

受電単位又は建物単位において、医療施設が主要な施設であり、医療施設が含まれる範囲における排出量が事業所全体の「1/2以上」である場合に適用

受電単位の例



建物単位の例



2. 目標設定型排出量取引制度 第3計画期間の主な改正事項

③医療施設での緩和措置

人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設については、目標削減率を2%減ずる。

	目標削減率			目標削減率
	第1計画期間 (H23～H26)	第2計画期間 (H27～R01)	第3計画期間 (R02～R06) 緩和前	
第1区分	医療施設 (1-1区分)	8%	15%	22%
		6%	13%	
				20%
				18%

【備考】第3計画期間の目標削減率(22%又は20%)が適用される事業所において緩和する。

2. 目標設定型排出量取引制度 第3計画期間の主な改正事項

④低炭素電力選択の仕組みの導入

第3計画期間は低炭素電力選択の仕組みを導入

- ⇒ ・ 大規模事業所の目標達成手段が増加
- ・ 低炭素電力を調達した事業者を評価

＜低炭素電力選択の仕組み イメージ＞

(第3計画期間)

調達する電力によらず排出係数は固定



調達する電力の排出係数の違いを反映



低炭素電力を調達しても排出量に反映できない

低炭素電力調達分を削減量として算定可能

2. 目標設定型排出量取引制度 第3計画期間の主な改正事項

④低炭素電力選択の仕組みの導入(参考)

※ 算定方法や検証方法などの詳細についてはガイドラインにて規定

低炭素電力の要件

温対法に基づき国が公表する調整後排出係数：**0.37(t-CO₂/千kWh)以下**

ただし、残差の係数が固定係数 0.495 (t-CO₂/千kWh) 以下であること

※ 国が公表する排出係数は算定対象年度の翌年度7月に公表される値を用いる。
(調整後排出係数：算定対象年度の前年度、メニュー別排出係数：算定対象年度)

削減量の算定方法

削減量 (t-CO₂/年)

$$= \text{低炭素電力調達量 (千kWh/年)} \times (\text{固定排出係数} - \text{調整後排出係数}) \\ (0.495) \quad (0.37\text{以下})$$

- ◆削減量を算定しなくてもよい(大規模事業所が任意で選択可能)。
- ◆目標達成手段の1つであるため、高炭素電力の要件は設けない。
- ◆低炭素熱選択の仕組みは設けない。